

京都市告示第146号

令和6年1月19日京都市告示第567号に基づき、令和6年2月22日京都市告示第624号で定めた縦覧の期間を、石川県又は富山県に住所（法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）にあっては、主たる事務所又は事業所）を有する者については別途市長の定める当該年度の最初の納期限まで延長します。

ただし、縦覧場所については、以下のとおりとします。

令和6年4月30日

京都市長 松井孝治

縦覧場所

区名	固定資産の所在地	左記の固定資産に係る縦覧場所
北区	北区の所管区域内	市税事務所固定資産税第1担当(中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光5階)
上京区	上京区の所管区域内	
左京区	左京区の所管区域内	
山科区	山科区の所管区域内	市税事務所固定資産税第2担当(中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光6階)
伏見区	伏見区の所管区域内	
右京区	右京区の所管区域内	市税事務所固定資産税第3担当(中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光7階)
西京区	西京区の所管区域内	
中京区	中京区の所管区域内	市税事務所固定資産税第4担当(中京区室町通御池南入円福寺町337ビル葆光8階)
東山区	東山区の所管区域内	
下京区	下京区の所管区域内	
南区	南区の所管区域内	

(行財政局税務部資産税課)